



福岡医発第2627号(地)
平成26年 2月 7日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

障害者福祉施策の充実に向けたご協力について（依頼）

標記の件につきまして、別紙のとおり福岡県福祉労働部長より協力依頼がありました。

昨年4月、「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に改正され、障害福祉サービスの対象範囲が難病患者に拡大されるなどの障害者施策の充実に向けた取り組みが進められております。福岡県におきましても、障害者の数及び人口に占める割合が増加の一途をたどっており、障害者福祉施策の充実が重要な課題となっております。

このような状況に鑑み、本会におきましても、平成26年1月30日開催の第31回全理事会にて協議の結果、下記二点について、協力することを承認しました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会会員に対する周知協力方お願いします。

記

1. 重症心身障害児者を対象とする医療型短期入所サービスの実施について

療養病床を有する病院もしくは診療所にあつては、既に、障害者総合支援法に基づく短期入所事業者の人員及び設備基準を満たし、医療型短期入所サービス事業者としての指定を受ければ、事業の実施が可能となることから、重症心身障害児者を対象とした短期入所事業者への積極的な登録をお願いするものです。

なお、指定手続きにつきましては、政令市・中核市の医療機関にあつては当該各市で、その他地域の医療機関は各保健福祉（環境）事務所での手続きが必要となります。

【問合せ先】 福岡県障害者福祉課 社会参加係 092-643-3264

2. ケアホーム、グループホームに係る協力医療機関の確保について

障害者福祉サービス事業所のうち、ケアホーム、グループホーム等については、利用者の病状急変等に備えるため、予め協力医療機関を定めることとされています。当該事業所は障害のある方が地域で自立して生活するために重要な施設であることをご理解いただき、協力医療機関の要請があつた場合には、ご協力いただきますようお願いするものです。

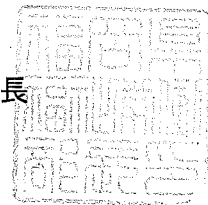
なお、ケアホームにつきましては、障害者総合支援法の段階的施行により、本年4月から、地域における住まいの選択肢のさらなる拡大等の観点からグループホームへ一元化され、グループホームにおいて、日常生活上の相談に加えて、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を提供することとなります。

【問合せ先】 福岡県障害者福祉課 指定指導係 092-643-3312

25障第3504号
平成26年1月23日

公益社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県福祉労働部長
(障害者福祉課)



障害者福祉施策の充実に向けた御協力について（依頼）

貴会におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日ごろから本県の障害者福祉行政の推進に格別の御支援と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、国においては、平成23年8月に「障害者基本法」が改正されるとともに、昨年4月には「障害者自立支援法」の改正による「障害者総合支援法」の施行によって障害福祉サービスの対象となる障害者の範囲が難病患者にも拡大されるなど、障害者施策の充実に向けた取組が進められています。本県においても、障害者の数及び人口に占める割合が増加の一途をたどっており、障害者福祉施策の充実が重要な課題となっています。

このような中、特に下記事項につきまして趣旨御賢察のうえ、貴会会員に対する周知並びに各地域における早期の取組の実施について、特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

記

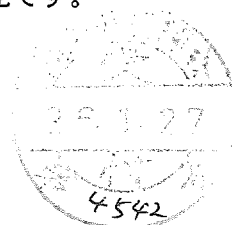
1 重症心身障害児者を対象とする医療型短期入所サービスの実施について

本県では、常時介護や医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児者（重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複した児者）に対するアンケート調査を昨年3月に実施しました。

その結果、介護を担う御家族に大きな負担が生じている実態や、障害福祉サービスの中でも特に短期入所に対するニーズが最も大きいことが明らかになりました。

その一方で、県内には医療的ケアに対応可能な短期入所を実施している事業者は、か所数、地域ともに限られており、医療型短期入所サービス事業所の充実が喫緊の課題となっています。（参考資料参照）

医療機関のうち、療養病床を有する病院若しくは診療所にあつては、障害者総合支援法に基づく短期入所事業者の人員及び設備基準を既に充足していることから、医療型短期入所サービス事業所としての指定を受ければ、事業の実施が可能です。



このため、貴会会員おける重度心身障害児者を対象とする短期入所事業の実施に御協力をお願いするものです。

なお、医療型短期入所サービス事業所の指定手続きは、政令市・中核市に所在する医療機関にあっては当該各市で、その他県域に所在する医療機関にあっては各保健福祉（環境）事務所での手続きが必要となります。

【問合せ窓口：福岡県障害者福祉課 社会参加係 直通電話 092-643-3264】

【医療型短期入所サービスの実施状況等】

＜参考資料＞

※平成25年3月調査をもとにした推計値

※事業者数は平成25年5月現在

圏域	在宅者数	短期入所利用者数			医療型短期入所事業者数
		現在利用	今後利用希望	計	
福岡・糸島	533	175	231	406	6
粕屋	78	39	15	54	3
宗像	58	28	13	41	0
筑紫	103	23	35	58	0
甘木・朝倉	36	10	12	22	0
久留米	207	88	46	134	2
八女・筑後	54	34	11	45	0
有明	96	34	21	55	2
飯塚	82	27	35	62	1
直方・鞍手	39	17	10	27	0
田川	50	7	19	26	1
北九州	363	158	113	271	3
京築	58	20	20	40	0
総計	1,757	660	581	1,241	18

2 ケアホーム、グループホームに係る協力医療機関の確保について

障害福祉サービス事業所のうち、ケアホーム、グループホーム等については、利用者の病状の急変等に備えるため、予め協力医療機関を定めておかねばならないこととされています。

しかし、特に小規模なケアホーム、グループホームにおいては、協力医療機関の確保が困難なため、事業所開設を断念した事例があります。

ケアホーム、グループホームは、障害のある方が地域で自立して生活するための重要な施設であることに御理解いただき、事業者から貴会会員へ協力医療機関の依頼があった場合には御協力いただきますようお願いするものです。

なお、ケアホームについては、障害者総合支援法の段階的施行により、本年4月から、地域における住まいの選択肢のさらなる拡大等の観点からグループホームへ一元化され、グループホームにおいて、日常生活上の相談に加えて、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を提供することとなります。

【問合せ窓口：福岡県障害者福祉課 指定指導係 直通電話 092-643-3312】